

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、豊浜町土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（ほ場整備事業）上田井上地区）を行うことについて令和2年3月9日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和2年3月19日から同年4月8日まで縦覧に供する。

令和2年3月17日

香川県知事 浜 田 恵 造